

九重町ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、九重町がインターネット上に公開しているホームページ（以下「町ホームページ」という。）への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 町ホームページに掲載する広告は、バナー広告（ホームページ上に表示される帯状の広告をいう。以下同じ。）とし、その範囲は、九重町広告掲載要綱（平成19年九重町告示第53号。以下「掲載要綱」という。）第3条の規定によるものとする。

2 前項の規定は、バナー広告からのリンク先として広告主が指定したホームページ（以下「広告主のホームページ」という。）及び広告主のホームページの中でリンクを張っているものの内容についても適用するものとする。

(広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載場所は、九重“夢”大吊橋ホームページのトップページとし、掲載位置は町長が指定するものとする。

2 町長は、掲載場所を追加して設ける必要があると判断した場合は、新たに掲載場所を設置することができる。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦45ピクセル×横167ピクセル
- (2) 容量 10キロバイト以内
- (3) データ形式 GIF形式

(広告の掲載料金)

第5条 広告の掲載料金（以下「掲載料金」という。）は、1枠当たり月額1万5千円とする。ただし、掲載要綱第4条第1号又は第2号に該当する場合においては、1枠当たり月額5千円を減額する。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、月の初日から末日までの1箇月を単位とし、掲載期間は6箇月を限度とする。ただし、町長が認める場合はこの限りではない。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告の掲載をしようとする者（以下「申込者」という。）は、掲載希望月ごとに指定する期日までに九重町ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に広告の原稿を添えて申し込むものとする。ただし、町税等の滞納がある場合は、申込者となることはできない。

2 前項ただし書の状況把握を行う目的から町長が必要とする場合において、申込者は、町税の納付状況調査同意書（様式第2号）を提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申込みを受けたときは、掲載要綱第6条に規定する広告審査委員会の審査を経て当該広告の掲載の可否を決定し、申込者に対し、その決定の内容を九重町ホームページ広告掲載審査結果通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 前条に規定する申込みが掲載枠数を超えた場合で、かつ掲載要綱第4条による広告掲載の順位が同等であると判断したときは、掲載期間の長い広告から順に決定するものとする。ただし、

同一条件で掲載枠を超えるときは、抽選により決定するものとする。

(掲載料金の納付)

第9条 前条に規定する広告の掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、町長の指定する期日までに、第5条に規定する掲載料金を掲載期間に応じ、一括して納付しなければならない。

(広告主の責任)

第10条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負わなければならない。

2 広告主は、第三者の権利の利害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、第8条の規定により決定を受けた町ホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(広告主の届出義務)

第11条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、九重町ホームページ広告申込内容変更届出（様式第4号）により、速やかに町長に届出なければならない。

(1) 広告の掲載を取り下げるとき。

(2) 広告の内容を差し替えるとき。

(3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。

(4) リンク先ホームページに障害が発生したとき。

(5) 前各号に規定するもののほか、九重町ホームページ広告掲載申込書の記載内容に変更があったとき。

(掲載決定の取消し)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告の内容が第2条の規定に反するものであると判断したとき。

(2) 広告主が第9条の規定による掲載料金を納付しないとき。

(3) 広告主から広告掲載の取下げの届出があったとき。

(4) 広告主のホームページが事前の連絡もなく閉鎖されたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、広告の掲載の決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、九重町ホームページ広告掲載取消通知書（様式第5号）により広告主に通知するものとする。

(掲載料金の還付)

第13条 既納の掲載料金は、還付しない。ただし、前条第1項第5号の規定による広告の掲載の決定を取り消したとき（その事由が広告主の責めに帰すべき事由によらないときに限る。）は、既納の掲載料金の額のうち町長が広告の掲載の決定を取り消した日の翌月から掲載期間の末日までの期間（その期間に1箇月未満の端数があるときは、これを1箇月とする。）に係る掲載料金に相当する額を還付する。

2 前項ただし書の規定による掲載料金の返還を受けようとする広告主は、九重町ホームページ広告掲載料金還付請求書（様式第6号）により町長に請求するものとする。

(免責事項)

第14条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告の掲載停止により掲載料金の返還、損害の賠償等を町に請求しないものとする。

(1) サーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止

(2) 火災、地震、水害、落雷等の天災、第三者によるサーバー等への不正アクセス等に起因する事故及び障害による停止

2 町は、広告主が広告掲載に関して損害を生じた場合については、これを賠償する責任を負わないものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成20年3月13日告示第9号）

この告示は、平成20年3月13日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第39号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。